

# 長期滞在客等受入促進事業補助金 事業概要等

## ■ 事業概要

地域の関係者が一体となって行う、長期滞在客や群馬県観光振興計画2024～2027で推進する取組に必要な受入環境の整備に対して、支援を行う。

## ■ 補助対象者・補助率等

- (1) 補助対象者 市町村等を構成員とする協議会、実行委員会、コンソーシアム等  
(構成員の例：市町村、登録DMO、観光協会、商工会議所、商工会 など)  
※市町村の参画は必須ではない
- (2) 補助率 補助対象経費の1/2以内
- (3) 補助額 補助上限額：5,000千円 下限：1,000千円
- (4) 採択方法 書類審査、審査委員会の審議により決定

## ■ 対象事業

補助対象者が取り組む「泊食分離の推進」「コンテンツの制作・拡充」「ユニバーサルツーリズム・ペットツーリズムの推進」等により、長期滞在の促進や群馬県観光振興計画2024～2027で推進する取組に資する事業

### ★事業条件

・原則ソフト事業。ただし、総事業費の1/2以内であれば、付随するハード整備も対象とする。

### ★事業例（あくまでも一例であり、長期滞在客の増加や県推進政策につながる取組を広く募集します。）

- ・連泊に対応する、多様な食事の提供体制の整備に向けた連携、システム作りなど
- ・長期滞在客が時間をかけて楽しめるようなコンテンツの造成など
- ・障害者が利用しやすい施設の情報発信、ペットを受け入れる施設の情報発信など

## ■ 事業計画書提出から採択までの流れ

**事業計画書の提出**

観光魅力創出課に提出



**ヒアリング**

事業趣旨・要綱に合致しているか



**審査会の実施**

以下の審査項目により審査



**採択・不採択の通知**